

『福岡市消防局 80 周年記念史』制作業務委託仕様書

1 業務名称

『福岡市消防局 80 周年記念史』制作業務委託

2 目的

昭和 23 年 3 月の福岡市消防局発足から、令和 10 年で 80 周年の節目を迎えるにあたり、これまで先人たちが築き上げてきた 80 年間の事跡を整理・保存し、将来の事業展開への足掛かりとするとともに、関係者の方々に本市消防業務に対する更なる理解と関心を深め、より円滑な業務遂行に資することを目的とし、「福岡市消防局 80 周年記念史」を制作する。

3 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 主な業務内容

(1) 編集企画

適切なスケジュールを提案し、完成までの工程管理を行う。

(2) 『福岡市消防局 80 周年記念史』基本計画の策定支援

編集方針、目次構成、刊行計画、頒布などを盛り込んだ基本計画の策定を支援する。

(3) 資料分析及び草案作成支援

収集した資料を分析し、適切な方向性の草原稿の作成を支援する。

5 業務の遂行に関する注意事項

本業務の遂行にあたって、受託者は営業担当以外に制作に関する専任の業務責任者を置き、原稿のチェック等を確実に履行できる体制を確保すること。

6 参考事項

本事業は、令和 7～9 年度の 3 年間を制作期間として予定している。下記業務は次年度以降の業務であるため、今年度の契約対象外であるが、令和 9 年度末に刊行することを予定した業務であることを認識し、業務に取り組むこと。

なお、令和 8 年度以降において予算の減額又は削除があった場合、令和 8 年度以降の契約内容が変更もしくは中止となる場合がある。

【令和 8～9 年度の主な業務内容（予定）】

(1) 執筆統一要領の提案と原稿の修正

消防局と打ち合わせを行い、執筆統一要領を決定する。また、その要領に沿って原稿を修正する。

(2) 原稿内容査読

(1) で修正した原稿について、内容査読（不適切用語の抽出、書き換えの提案）を行い、意見を加えて提示する。

(3) 編集業務

入稿した原稿の整理を行い、レイアウト・編集作業を行う。組見本の提示を行い、消防局と打ち合わせを行って決定する。

(4) 校正業務

- ① 校正回数は 3 回、色校（口絵のみ）1 回とする。各校正段階において、当局へゲラを提出する前に必ず受託業者で校正を行う。また、校正は受託業者内で行い、第三者へ委託することを禁止する。

- ② 初校は、原稿を一行ごとに折り返し、一字一句を突き合わせる校正を行うこと。
突き合わせた原稿は初校時に返却し、消防局で確認を行うものとする。
 - ③ 初校終了後、2校までの間に原稿の一部変更がありうるものとする。
 - ④ 校正刷りは、3組とする。
 - ⑤ 校正部へは担当者が直接訪問する可能性があるため、それに対応すること。
- (5) 印刷製本業務
- 印刷製本を行う（下記に現時点での予定を記載。ただし数量等は変更の可能性が
ある）

■印刷仕様

【本 編】

- ① 発行部数 300 部
- ② 規 格 A 4 判（上製本）
- ③ 印刷方法 オフセット印刷
- ④ 組体裁 本文 横 2 段組（20 字×37 行× 2 段＝1,480 字/ページ）
- ⑤ ページ数 200 ページ
- ⑥ 写真点数 未定
- ⑦ 図版点数 未定
- ⑧ 本文用紙 淡クリームキンマリ （A/Y 43 kg）
- ⑨ 本文刷色 1 色+1 色
- ⑩ 口絵用紙 コート紙（四六/Y 90 kg）
- ⑪ 口絵刷色 4 色/4 色
- ⑫ 口絵ページ数：16 ページ
- ⑬ 外 字 常用漢字以外の外字を作成することがある
- ⑭ 表 紙 布クロス（クロス未定）
- ⑮ カバー ビニール両袖（0.15 mm）
- ⑯ 見 返 OK ミューズコットン（四六/T 118kg）
- ⑰ ケース 貼箱（レザック 80 つむぎ 四六 120kg）
- ⑱ その他 最低 5 年間の版下保管を行うこと。

7 特記事項

- (1) 業務の履行にあたっては、消防局との連絡調整を密に行い、円滑な業務運営に努めること。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 20 日条例第 3 号）及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、または定める事項に疑義が生じた場合には、消防局と受注者で協議の上、定めるものとする。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個

個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。

- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市消防局の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、福岡市消防局の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、福岡市消防局が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、福岡市消防局の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、福岡市消防局の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、福岡市消防局の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、福岡市消防局の指示に従い、福岡市消防局に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

福岡市消防局は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそ

れのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに福岡市消防局に報告し、福岡市消防局の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

福岡市消防局は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

福岡市消防局は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、福岡市消防局はその責めを負わないものとする。